

東京学芸大学教職大学院専任教員等選考要項の一部改正について

改正理由：非常勤講師の選考省略対象の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考手続) 第 1 7 条 非常勤講師候補者の選考は、運営会議において単記無記名投票による委員（議長を除く。）の 3 分の 2 以上の賛成票をもって行う。この場合において、運営規程第 10 条第 3 項に定める委員は、議決に加わることができない。 2 前項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに教職大学院担当非常勤講師及び大学院教育学研究科担当非常勤講師として選考されたことがある者については、運営会議の選考を省略するものとする。 3 運営会議議長は、前項により非常勤講師候補者を選考したとき（前項の規定により選考を省略した場合を含む。）は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考報告書（様式第 10）により、選考結果を学長及び教員人事委員会に報告しなければならない。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。</u>	〔省略〕 (選考手続) 第 1 7 条 非常勤講師候補者の選考は、運営会議において単記無記名投票による委員（議長を除く。）の 3 分の 2 以上の賛成票をもって行う。この場合において、運営規程第 10 条第 3 項に定める委員は、議決に加わることができない。 2 前項の規定にかかわらず、現に本学の専任の大学教員として勤務する者及び本学の専任の大学教員として勤務したことのある者並びに教職大学院担当非常勤講師として選考されたことがある者については、運営会議の選考を省略するものとする。 3 運営会議議長は、前項により非常勤講師候補者を選考したとき（前項の規定により選考を省略した場合を含む。）は、教職大学院担当非常勤講師候補者選考報告書（様式第 10）により、選考結果を学長及び教員人事委員会に報告しなければならない。 〔省略〕